

C5.1 競技者代理人規則

(2023年8月14日カウンスシル承認、規則29により発効)。

※和訳の解釈に相違がある場合は原文優先

具体的な定義

本AR規則で使用される語句のうち、定義された用語（頭文字を大文字で示す）については、憲章および一般的に適用される定義に規定された意味、または（以下の語句については）以下の意味を有するものとする：

「エージェンシー」とは、1人または複数のARを保持し、構成し、雇用し、またはその他の方法でARの業務の実行体として機能する組織、団体、会社または民間企業をいう。

「適用大会」とは、ダイヤモンドリーグ、ワールドアスレティックスコンチネンタルツアー（ゴールド）、ワールドアスレティックスインドアツアー（ゴールド）、混成競技ツアー（ゴールド）、ワールドアスレティックスクロスカントリーツアー（ゴールド）、ワールドアスレティックス競歩ツアー（ゴールド）、ワールドアスレティックスラベルロードレース（プラチナ、ゴールド、エリート、ラベル）の一部である大会をいう。

「申請者」とは、ライセンスを申請する自然人を意味する。

「アプローチ」とは、(i)顧客または潜在的顧客との物理的、対面的な接触または電子的な通信手段を介した接触、(ii)家族、友人、コーチ、リクルーター、学校の先生など、顧客または潜在的顧客に関連する他の個人または組織との直接的または間接的な接触、または(iii)上記(i)または(ii)に記載された方法で、ARが自己に代わって顧客または潜在的顧客に接触するために他の個人または組織を使用または指示する行為をいう。

「AR権益」とは、(i)事業体の関連活動が行われる法人の実質的所有権、および/または(ii)直接・間接を問わず、また公式か非公式かを問わず、自然人または法人の業務に対して、重要、財務的、商業的、管理的、経営的、またはその他の影響力を行使できる立場にあることを意味する。

「AR規則」とは、本競技者代理人規則をいう。

「AR業務」とは、取引の締結を目的、目標、及び/又は意図して、クライアントのために、又はクライアントのために行われる陸上競技関連サービスをいい、交渉、関連するコミュニケーションやそれを準備するためコミュニケーション、又はその他の関連する活動を含みません。

「競技者代理人」又は「AR」とは、ワールドアスレティックスからAR業務を行う免許を受けた自然人をいう。

「クライアント」とは、AR業務の提供をARに依頼する競技者（順位付けられた競技者を含む）をいう。

「懲戒オフィサー」とは、ワールドアスレティックスの懲戒オフィサーとして随時チーフ・エグゼクティブ・オフィサーにより任命されるスタッフ、及びその個人を代理する者をいう。

「未成年者」とは、18 歳未満の競技者をいう。

「国内AR規則」とは、加盟国陸連が採択した国内競技者代理人規則をいう。

「その他のサービス」とは、ARがクライアントのために、またはクライアントのために、AR業務以外の有償で行うサービスをいう。

「パネル」とは、ワールドアスレティックス競技者代理人パネルを意味し、本 AR 競技規則により付与された決定を行う権限を有する第一審機関である。

「ポータル」とは、ワールドアスレティックスが運営するデジタル・プラットフォームをいい、これを通じて、ライセンス及び申請プロセス、継続的専門能力開発（CPD）プログラム、紛争解決プロセス、並びに報告が行われる。

「手続規則」とは、本 AR 規程の付属規則 1 に定める、ワールドアスレティックス競技者代理人パネルを管理する手続規則をいう。

「ランク付け競技者」とは

(a) 前暦年の 9 月 30 日時点でランキングされていた競技者：

- (i) トラック種目：世界ランキング100位以内（男女）；
- (ii) フィールド種目：世界ランキング50位以内（男女）；
- (iii) マラソン競技者：世界ランキング（男女）において上位 200 位以内。当該暦年の 3 月 15 日時点で世界ランキング（男女）において上位 200 位にランクされている競技者は、当該暦年の順位付競技者でもある；
- (iv) ロード・ハーフマラソン-10km 競技者：世界ランキング上位 200 名（男女）。当該暦年の 3 月 15 日時点で世界ランキング（男女）において上位 200 位にランクされている競技者は、当該暦年の順位付競技者でもある；
- (v) 競歩競技者：世界ランキング50位以内（男女）；
- (vi) クロスカントリー競技者：世界ランキング75位以内（男女）；
- (vii) 混成種目 競技者：世界ランキング35位以内（男女）。

(b) 以下の競技者：

- (i) 前暦年の9月30日時点で、(a)に従いランク付けされていない。
- (ii) 前々暦年の9月30日現在の順位は、(a)に従いランク付けされた。

例

女子100メートル（トラック）世界ランキングの女子選手

2022年9月22日	2023年9月30日	2024年ランク付け アスリート？	2025 ランク付け アスリート？
45位	130位	はい	はい： 2024年9月30日時点で 100位以内に入った場合 いいえ： 2024年9月30日時点で100 位以内でない場合
130位	15位	はい	はい
130位	120位	いいえ	いいえ： 2024年9月30日時点で100 位以内でない場合 はい： 2024年9月30日時点で100 位以内に入った場合

(c) 疑義を避けるため、特定の世界ランキングに関する (a) 項及び／又は (b) 項 のランキ
ング基準を満たす競技者は、ランキング基準を満たさない別の種目に参加 する場合
であっても、ランキング対象競技者である。

例

2023 年 9 月 30 日現在、女子陸上 100 メートルの世界ランキングは 45 位である。
2023年9月30日現在、彼女はフィールド種目の該当世界ランキングを持たない。

2024年、彼女は走幅跳を参加プログラムに加える。彼女はいくつかの大会でトラック種
目と走幅跳種目に参加するつもりで、ある大会ではトラック種目のみ、ある大会では走
幅跳種目のみに参加する。

2024年および2025年の暦年については、走幅跳競技のみに参加するかどうかにかかわら
ず、また走り幅跳び（フィールド）の世界ランキングにかかわらず、彼女はランキング
対象競技者である。これは、彼女が2023年9月30日時点の100メートル（トラック）世界
ランキングに基づいてランキング基準を満たしたためである。

「代理人契約」とは、AR業務を提供するための法的関係を確立する目的で、ARとクライアン
トとの間で締結される書面による契約をいう。

「取引」とは、(i) プロモーションサービス、出演料、賞金、その他の金銭的または非金銭
的利益（例：旅費、宿泊費、ビザのサポート）の提供を含むがこれらに限定されない競技会
（適用競技会を含む）へのクライアントの参加を意味します。(iii) 競技用シューズ（競技
用シューズ規則において定義される）及び／又は競技者用 キット（マーケティング及び広
告規則において定義される）に関連する商業上の取決めを 締結することへのクライアント
の合意。

第1節 - 一般原則

1. 概要

- 1.1 本 AR 規程は、競技者代理人に関する要請及び手続を定めることにより、憲章第 4.1 条(d)及び(e)を実施することを目的とするものであり、顧客による競技者代理人の関与に関するものである。

2. 目的

- 2.1 このAR規則の目的は以下の通りである：

- 2.1.1 ワールドアスレティックスによって管理される、世界的で中央集権的なAR体制を確立する；
- 2.1.2 ARになるための資格とライセンス取得プロセスを確認する；
- 2.1.3 ARとクライアントの権利と義務を確立する。
- 2.1.4 紛争解決と懲戒のメカニズムを提供する。

3. 目的

- 3.1 ワールドアスレティックスには、行動規範および倫理的行動基準を取り締まることによって、陸上競技（一般）およびワールドアスレティックスのインテグリティを保護する憲章上の義務がある。ARという職業の規制は、この義務に合致するものである。

- 3.2 このAR規則の目的は以下の通りである：

- 3.2.1 ARという職業に対する最低限の専門的・倫理的基準を設定する（これは世界的に一貫している）；
- 3.2.2 すべてのARに標準ライセンス料を設定する；
- 3.2.3 陸上競技のインテグリティを守る；
- 3.2.4 アスリートと AR の関係が、クライアントの最善の利益のために行動するという原則に基づいて築かれるようにすること；
- 3.2.5 濫用的、過度、投機的な行為からARとクライアントを保護する；
- 3.2.6 シンプルで効果的な紛争解決および懲戒プロセスを確立する；
- 3.2.7 許可された利益相反について透明性を提供する。
- 3.2.8 財務および管理業務の透明性を高める。

4. 適用範囲

- 4.1 本 AR 規程は、競技者代理人の職業を規定するものであり、以下に適用される：

- 4.1.1 すべてのランク付けされた競技者；

- 4.1.2 該当するすべての大会；
 - 4.1.3 ARのサービスを選択したすべての競技者；
 - 4.1.4 すべてのAR
 - 4.1.5 全加盟国陸連
- 4.2 本AR 規則は、ワールドアスレティックスによって、全世界的で適用とする：
- 4.2.1 ランク付けされた競技者は、AR業務を提供するために個人と契約することを選択する（どの競技会に参加するかに関わらず）；
 - 4.2.2 適用大会が取引を行うこと；
 - 4.2.3 競技者は、AR のサービスを利用することを選択する。
- 4.3 国内AR規則が制定されている場合に、本AR規則は、AR規則第5条に定める範囲は適用されない。

5. 国内AR規則

- 5.1 加盟国陸連は、国内AR規則を適用し運用することを選択してもよいし、国内法で代理人業に関する規定があり、義務付けられていればこれをそのまま適用してもよい。いずれの場合においても、本AR規則5に従い、国内AR規則は本規則と一致していなければならない。
- 5.2 国内 AR 競技規則を実施する加盟国陸連は、その採択に先立ち、ワールドアスレティックスに AR規則を提出し、審査を受けなければならない（英語またはフランス語）。
- 5.3 国内AR規則は以下には適用されない：
- 5.3.1 ランク付けされた競技者（当該競技者が加盟国陸連に所属している場合を含む；）
 - 5.3.2 適用競技会（加盟国陸連が管轄する国または地域で開催される場合を含む）。
 - 5.3.3 AR（当該加盟国陸連が管轄する国若しくは地域に居住している場合、又は当該 加盟国陸連に所属する競技者に AR業務を提供している場合を含む。）
- 5.4 国内AR規則は次の項目に準拠するものとする。
- 5.4.1 本AR規則第16条から第22条を参照し、組み込む；
 - 5.4.2 いかなる国内AR規則よりも本AR規則が優先することを認める；
 - 5.4.3 ARに対していかなる料金等も課さない。
 - 5.4.4 自国の管轄区域内で制限を課すことにより、国内AR規則（またはその他の

手段)を通じて、本AR規則のグローバルな性質をいかなる形であれ弱めたり回避しようとしなないこと。

5.5 国内AR規則では次の項目は認める：

- 5.5.1 国内レベルの競技者代理人のための申請及びライセンスプロセスを導入すること。これには、申請料およびライセンス料（本AR規則 5.4.3 に従う）を徴収することが含まれるが、その額はワールドアスレティックスによって承認されなければならない；
- 5.5.2 本AR規則5.3および5.4に規定された制限のもとで、加盟国陸連が管轄する国または地域内における、国内レベルの競技者代理人の活動を規制する。
- 5.5.3 加盟国陸連の国または領土で適用される国内法で、より厳格な措置が義務付けられている場合においてAR規則16から22の規定から逸脱すること。

第2節 - 競技者代理人の資格取得手順

6. 総則

- 6.1 申請者は、以下のすべてを満たすことで、競技者代理人となることができる：
 - 6.1.1 ポータルで必要事項が全て記入されたライセンス申請書（申請料金の支払いを含む）を提出すること；
 - 6.1.2 以下のAR規則8に定める資格要件に従うこと；
 - 6.1.3 試験に合格すること；
 - 6.1.4 年間ライセンス料の支払い
 - 6.1.5 （該当する場合）職業賠償保険に加入すること。
- 6.2 ライセンスを申請することにより、申請者は、本AR規則、憲章、およびインテグリティ行動規範を遵守することに同意する。
- 6.3 ARは、ライセンスを受領した時点で、憲章およびすべてのワールドアスレティックス規則および規程に従うことに同意する（AR規則20.1.3参照）。

7. ライセンス申請

- 7.1 申請者は、必要書類のアップロードを含め、ポータルで申請を完了し、提出しなければならない。
 - 7.1.1 申請には、ワールドアスレティックスが設定し、ワールドアスレティックスに支払う申請料の支払いが含まれるものとする。
 - 7.1.2 申請料は、AR規則8に定める審査プロセスを含むライセンス手続きの運用を円滑に進めるために使用される。
- 7.2 申請者は、申請において真実を述べる義務がある。虚偽、誤解を招く記述、不完全な記述をしてはならない。真実であることを怠った場合、資格要件が満たされず、申請が却下されることがある。
- 7.3 ワールドアスレティックスのスタッフは、申請が完了しているか確認する。申請書に不備がある場合、ワールドアスレティックススタッフは申請者にその旨を連絡し、申請者が引き続き申請手続きを進める場合には、不備を是正した申請書の提出を求める。制限時間内に修正されない場合、申請は取り下げられたものとみなされ、申請手続き最初からやりなおすものとする。

8. 資格要件

- 8.1 パネルは、資格要件に照らして申請者を審査する責任を負う。
 - 8.1.1 パネルが実施する手続きは付属規則1に記載されている。
- 8.2 ARになる資格を得るには、パネルが申請者を以下のように決定しなければならない：

- 8.2.1 ARに求められる高い行動規範と誠実さを満たしている。
 - 8.2.2 善良な人格と名声がある。
 - 8.2.3 AR業務を提供するために心身ともに健康であること。
 - 8.2.4 失格となる役職に就いていない（AR規則8.4参照）
- 8.3 申請者がAR規則8.2.1～8.2.3を満たしているかを評価する際、パネルは、その考慮事項を制限することなく、申請者が以下の項目を満たしているかどうかを考慮するものとする：
- 8.3.1 申請書に虚偽の、誤解を招く、または不完全な記載をした。
 - 8.3.2 その人物の信頼性、誠実さ、正直さ、または評判に関して不適合と判定された結果、調査または懲戒処分の対象となった、もしくは対象となったことがある（陸上競技を含むスポーツの場面またはインテグリティ行動規範に関するものを含む、あらゆるスポーツの文脈におけるものであるかを問わない）。
 - 8.3.3 法令を遵守しなかったことがある。
 - 8.3.4 その人物の信頼性、誠実さ、正直さもしくは評判を貶め、またはその人物の評判を失墜させ、ワールドアスレティックスとの関係もしくは継続的な関係が、陸上競技スポーツもしくはワールドアスレティックスの評判もしくは利益に悪影響を及ぼし、または及ぼす可能性があるような、公的な論争の対象である、または対象であったこと（例えば、インテグリティ行動規範の規則 3.3.17 に違反する可能性のある行為を含む）。
 - 8.3.5 潜在的または実際の利益相反に対処する意思がない、または対処できない。
 - 8.3.6 スポーツ統括団体（AIUを含む）により、アンチ・ドーピング規則違反で懲罰を受けたことがある。
 - 8.3.7 スポーツ統括団体（ワールドアスレティックスおよび/またはアスレティックス・インテグリティ・ユニットを含む）により、セーフガーディング関連規則で有罪判決を受けたことがある、またはセーフガード関連命令を受けたことがある。
 - 8.3.8 申請書提出前の5年間に、個人的に破産宣告を受けたことがある、又は破産宣告、管財手続き開始、清算を受けた企業の大株主、取締役、主要役職者であったことがある；
 - 8.3.9 申請書提出前の12ヶ月間に、スポーツイベントの結果に賭けて金銭を獲得するスポーツベッティング活動を仲介、手配、または実施する事業体、会社、または組織において、AR権益を保有していた。
- 8.4 申請者がAR規則8.2.4を満たすかを評価する際、申請者がワールドアスレティックス（アスレティックスインテグリティユニットを含む）、エリア陸連または加盟国陸連の役員または職員である場合、これは一応の欠格事由となるが、パネルは、申請者が

以下の例外のいずれかに該当する場合、これにかかわらず、申請者を資格ありと判断することができる：

- 8.4.1 申請者が、ワールドアスレティックス、エリア陸連、または加盟連盟の機関にARの利益を代表する役割として任命または選出されている（したがって、役員である）場合。
 - 8.4.2 申請者は「容認される利益相反事項」を有する場合（AR規則17.7参照）。
- 8.5 申請者は資格要件を満たさなければならない：
- 8.5.1 申請書を提出する時、試験を受ける時。
 - 8.5.2 ライセンスが発行された後は常時。
- 8.6 パネルは、その決定を申請者に通知する。資格剥奪の決定に対する不服申立ては、紛争及び懲戒手続規則に従って、ワールドアスレティックス懲罰及び上訴聴聞機関（World Athletics Disciplinary and Appeals Tribunal）に申し立てることができる。

9. 試験

- 9.1 審査の結果、パネルが申請者に受験資格があると判断した場合、受験が許可される。
- 9.2 試験の内容は、ワールドアスレティックスによって準備される。筆記試験とし、ワールドアスレティックスの規則および規程やスポーツエージェントとしての知識を問うものとする。
- 9.3 この試験は、年に1回、ワールドアスレティックスが定める日時に、ワールドアスレティックスが定めた場所で実施される。
- 9.4 試験の手順に関する詳細な規則および資料は、ワールドアスレティックスが年ごとに別途公表する。
- 9.5 不合格の場合、再試験を受けることができる。不合格となった申請者は、将来再試験を受けることができる。

10. ライセンス料

- 10.1 申請者は、試験に合格してから 90 日以内にライセンス料をワールドアスレティックスに支払わなければならない。期限までに支払わない場合、申請は却下され、ライセンスは発行されない。
- 10.2 年間ライセンス料の額は、ワールドアスレティックスによって設定される。これには保険料が含まれる場合がある（AR規則11参照）。
- 10.3 ARは、ライセンスを維持するために、ワールドアスレティックスにライセンス料を毎年支払うものとする。毎年の支払期限は、ワールドアスレティックスによって定められる。

11. 職業賠償保険

11.1 ワールドアスレティックスは、すべての AR に代わり、世界的な補償を提供する専門職業賠償保険 契約を調達することができる。

11.1.1 この場合、申請者またはARは、ライセンス料の支払いにより、ワールドアスレティックスが調達した保険により自動的に補償される。

11.1.2 このような場合、申請者またはARは、ワールドアスレティックスに対し、専門職業賠償保険に加入すること、または加入の証明を提出する必要はない。

11.2 ワールドアスレティックスが、すべての AR を代表して世界的な補償を提供する職業賠償保険契約を調達しない場合：

11.2.1 申請者は、試験に合格してから 90 日以内に、世界的な補償を提供する職業賠償責任保険に加入していることの証明をワールドアスレティックスに提出しなければならない。期限までに証明書を提出しない場合、申請は却下され、ライセンスは発行されない。

11.2.2 AR は、ワールドアスレティックスに対し、毎年、世界的な補償を提供する職業賠償責任保険に加入している ことを証明する書類を提出しなければならない。ライセンス維持のため証明書の提出期限は、ワールドアスレティックスによって毎年定められている。

12. ライセンス

12.1 AR規則6.1の要件を満たす申請者には、ライセンスが付与される。

12.1.1 疑義を避けるため、申請者は、ワールドアスレティックスからライセンス付与の通知を受けるまでは、ARではなく、AR業務を実施するためのライセンスも付与されていない。

12.2 ライセンスは：

12.2.1 自然人に対して無期限で発行される；

12.2.2 個人に対して付与されるものであり、譲渡はできない。

12.2.3 ARは、AR業務を全世界で実施する権限を有する。

第3節 - ライセンスの維持

13. 継続的なライセンス要件

- 13.1 毎年ライセンスを維持するため、ARは次のすべてを満たさなければならない：
- 13.1.1 常時、資格要件を有すること。（AR規則8.5.2参照）；
 - 13.1.2 毎年の期限までにライセンス料をワールドアスレティックスに支払うこと（AR規則10.3参照）；
 - 13.1.3 （該当する場合）年次期限までに職業賠償保険に加入していることを証明する書類をワールドアスレティックスに提出する（AR規則11.2.2参照）；
 - 13.1.4 年次期限までにCPD要件を遵守すること（AR規則14.1参照）。
 - 13.1.5 報告義務を遵守する（AR規則23参照）。
- 13.2 ARがこれらの要件の1つまたは複数に従わない場合、懲罰オフィサーによって自動的にライセンスが暫定的に停止される。
- 13.3 資格要件を満たしていない場合（AR規則13.1.1参照）：
- 13.3.1 懲罰オフィサーは、資格要件を満たしていないと主張する理由、依拠した証拠、および自動的な暫定的資格停止をARに通知する。ARには反論の機会が与えられる。
 - 13.3.2 この懲罰オフィサーによる通知は、手続規則に相当する。10.19 付属規則1に記載されている。
 - 13.3.3 パネルはその後、手続規則に基づく手続きを開始する。10.20 付属規則1に記載され、決定を下す。
 - 13.3.4 この決定に対する不服申立ては、紛争および懲戒手続規則に従って、ワールドアスレティックス規律・上訴聴聞機関（World Athletics Disciplinary and Appeals Tribunal）に申し立てることができる。
- 13.4 AR規則13.1.2～13.1.5の要件を守らなかった場合：
- 13.4.1 懲罰オフィサーは、ARの不遵守と自動的な暫定的資格停止を通知する。
 - 13.4.2 その場合、ARは60日以内に不遵守を是正しなければならない。これを怠った場合、ライセンスは永久に停止される。

14. 継続的な業務研修（CPD）

- 14.1 AR は、ライセンスを維持するために、毎年 CPD 要件を遵守しなければならない。遵守の年次期限は、ワールドアスレティックスによって設定される。
- 14.2 CPDプログラムは、ワールドアスレティックスによって設定・運営される。
- 14.3 CPDの要件を規定する詳細な規則はワールドアスレティックスが年ごとに別途発表する。

- 14.3.1 ARは、CPDの要件を満たすために、指定されたセーフガーディングコース、アンチ・ドーピングコース、およびインテグリティコースを毎年修了することが義務付けられる。

15. ライセンスの停止または終了

- 15.1 ARは、ライセンスの一時停止（定められた期間）または永久停止を申請することができる。申請には理由を付さなければならない。
 - 15.1.1 この申請を許可はパネルが決定する。
 - 15.1.2 パネルが実施する手続きは付属規則1に記載されている。
 - 15.1.3 この決定に対する不服申立ては、紛争および懲戒手続規則に従って、ワールドアスレティックス懲罰・上訴聴聞機関（World Athletics Disciplinary and Appeals Tribunal）に申し立てることができる。
- 15.2 ライセンスが恒久的に終了した場合（申請によるか否かを問わない）、元ARは、将来AR業務を提供することを希望する場合、本AR規則に定める完全な申請手続きを完了しなければならない。

第4節 - 競技者代理人としての行動

16. 総則

16.1 以下の2つの例外を除き、ARのみがAR業務を実施することができる：

16.1.1 加盟国陸連は、ワールドアスレティックスの最高経営責任者又はその指名する者の事前の同意を得て、その加盟国陸連に所属する競技者のために取引を促進することができる。

16.1.2 競技者は、取引において自己代表を選択することができる。

疑義を避けるために、コーチ又は競技者の側近のその他の者は、ARとしてのライセンスを付与されていない限り、AR業務を提供することを固く禁じられている。

16.2 ARはライセンスを維持するために、常にAR規則13の要件を満たさなければならない。

16.3 ARは、代理店を通じて業務を行うことができる。

16.3.1 ARでない、当機関が雇用または従事する従業員、コンサルタント、請負業者、またはその他の代表者は、AR業務を実施することはできない。

16.3.2 ARは、代理店、その従業員、コンサルタント、請負業者またはその他の代理人が本規則に違反した場合、その行為について責任を負う。これには、ARが、代理人契約を締結するために潜在的クライアントにアプローチする責任を個人に委任している場合も無制限に含まれる。

16.4 以下の自然人または法人は、ARまたはその機関の業務に関してAR権益を有してはならない：

16.4.1 クライアント

16.4.2 資格不適合となる地位、役職にある者（AR規則8.2.4および8.4参照）。

16.5 加盟国陸連が、WAのCEOまたはその任命者から、取引を促進するための事前の同意を得た場合（AR規則16.1.1参照）：

16.5.1 関連する取引を実行する担当者を指名し、ワールドアスレティックスに了承を求める際に当該担当者を申告しなければならない；

16.5.2 了承を得た場合、未成年者に関する規則（AR規則18参照）およびARの義務（AR規則20参照）を遵守するものとする。当該担当者も同様の遵守義務を負う；

16.5.3 競技者に対し、いかなるサービス料（AR規則19を参照）も請求してはならない。

16.5.4 は、ワールドアスレティックスの最高経営責任者又はその指名する者の要請があった場合、又はその指示に従い、当該取引の業務に関する事項を報告するものとする。

17. 代理人契約

- 17.1 ARは、クライアントと書面による代理人契約を締結した後にのみ、クライアントのためにAR業務を行うことができる。
- 17.2 AR（またはその代理人）のみが、AR業務の提供に関してクライアントと代理人契約を締結することができる。
- 17.3 クライアントとARとの間で締結される代理人契約は、2年を超えることはできない。この期間は、双方の合意により1年間延長することができる。双方合意の延長回数に制限はない。
- 17.4 ARは、同一のクライアントとの間で、一度に1件の代理人契約しか締結できない。ARは、代理人契約を締結または変更する前に、以下の事項を行うものとする：
- 17.4.1 代理人契約に関して独立した法的助言を受けることを検討すべきである旨を書面で依頼人に通知する。
 - 17.4.2 そのような独立した法的助言を受けたこと、または受けないことを決定したことについて、クライアントの書面による確認を得ること。
- 17.5 代表契約は、以下の最低要件が含まれている場合にのみ有効である：
- 17.5.1 当事者の氏名
 - 17.5.2 契約期間（該当する場合）；
 - 17.5.3 ARに支払うべきサービス料の金額；
 - 17.5.4 提供されるAR業務の性質と範囲；
 - 17.5.5 提供されるその他のサービスの内容および範囲（該当する場合）。
 - 17.5.6 当事者の署名
- 17.6 ARは、以下の例外を条件として、AR業務およびその他のサービスを取引の一方の当事者に対してのみ実施することができる。
- 17.7 AR規則17.6（「一当事者」規則）および20.1.4（「利益相反」規則）の例外として、ARは以下のことが許される：
- 17.7.1 競技会（適用される競技会であるか、国内レベルの競技会を含む他のワールドランキングコンペティションであるかを問わない）において、当該競技会の参加競技者リストに直接的または間接的に影響を与えることができる役職（例えば、ミーティング・ディレクター）に雇用されている、あるいは従事していること。ARは以下のことをしなければならない：
 - a. この事実を公表するためにワールドアスレティックスに報告すること（AR規則22.3参照）；
 - b. クライアント及び／又はクライアント候補に本件を開示すること；

- c. 関連する競技会に参加することに同意する、または参加しようとする全ての競技者（及び、該当する場合には、その AR）に対して、自らがライセンスを保有していることを開示すること；
- d. 代理人契約の対象となる競技者へのアプローチを禁止する規則を迂回するために、その地位を利用しないこと（AR 規則 20.3.1 参照）；
- e. 他のARまたはそのクライアントの犠牲の上に不正な利益を得るために、その地位を通じて得た機密情報を利用しないこと；
- f. 二重の役割を担うことで不正に利益を得たり、利益を得たりしない。
- g. 関連する競技会に参加する競技者を決定する際に、依頼者の不正な利益又は利益のために（依頼者が不正な利益又は利益を認識しているか否かを問わず）、その地位を利用しないこと。

17.7.2 競技用靴（競技用靴に関する規程において定義される）又は競技者用キット（マーケティング及び広告規則において定義される）を製造する会社に雇用されている又は従事していること。一例として、AR が行う可能性のある他の活動を制限することなく、AR は、競技者 のための開発プログラムを確立、管理又は監督するために雇用される又は従事する場合がある。AR は、以下のことを行わなければならない：

- a. この事実を公表するためにワールドアスレティックスに報告すること（AR規則22.3参照）；
- b. この関係は、クライアント及び／又は潜在的クライアントに本件を開示すること；
- c. 提供可能なAR業務のうち、クライアント及び／又は潜在的クライアントに対する制限（例えば、顧客が競技用シューズ又はアスリートキットに関する商業契約を調達する能力に関する制限）を開示すること；
- d. 代理人契約の対象となる競技者へのアプローチを禁止する規則を迂回するために、その立場を利用しないこと（AR 規則 20.3.1 参照）；
- e. 他のARまたはその顧客の犠牲の上に不正に利益を得るために、その地位を通じて得た機密情報を利用しないこと。
- f. 二重の役割を担うことで、不正に利益を得たり、利益を得ることはない。

17.8 取引から派生する契約には、ARの氏名、顧客、ワールドアスレティックスのライセンス番号、および署名が明記されるものとする。

17.9 代理人契約において、（同一の AR、エージェンシー、又は同一のエージェンシー内の別の AR との間であるか否かを問わず）代理人契約の満了時に当該代理人契約を更新しないことを決定した競技者に対して（金銭的か否かを問わず）ペナルティを課す条項は、無効とする。

17.10 代表契約は、正当な理由がある場合には、いつでも終了させることができる。正当な理由なく代理人契約を解除した当事者、または正当な理由なく代理人契約を解除させた当事者は、相手方に対し、その結果生じた経済的損害を賠償しなければならない。代理店契約を終了させる正当な理由があるのは、当事者が、信義誠実の原則に従って、合意された期間契約関係を継続することがもはや合理的に期待できない場合である。

18. 未成年者の代理

18.1 未成年者又はその保護者に対するアプローチ（及び／又はその後の代理人契約の締結）は、当該未成年者が居住する国又は地域において適用される法定雇用年齢に達する6ヶ月前までにのみ行うことができます。本アプローチは、事前に未成年者の保護者から書面による同意を得た場合にのみ行うことができます。

18.2 未成年者に対してAR業務の提供を希望するARは、まず、ワールドアスレティックスが定める未成年者に関する指定CPDコースを修了し、かつ、未成年者の居住国または地域において適用される法律により定められた未成年者の代理人としての要件を遵守するものとする。

18.3 ARと未成年者との間の代理人契約は、以下の場合にのみ執行可能である：

18.3.1 AR規則17.5に規定されている最低要件を満たしていること；

18.3.2 ARがAR規則18.1および18.2を遵守していること。

18.3.3 未成年者の居住国または地域において適用される法律の定めに従い、未成年者およびその法定後見人が署名したものであること。

19. サービス料

19.1 ARは、代理人契約において合意されたとおり、提供したAR業務に対してクライアントにサービス料を請求することができる。

19.1.1 合意されたサービス料金は、搾取的または過大なものであってはならない。

19.1.2 サービス料の額は、クライアントが本取引において受領することに合意した役務と直接連動するものとする。

19.2 サービス料金の支払いは、クライアントによってのみ行われるものとする（例えば、直接または取引から得たクライアントの報酬からの控除）。

19.3 サービス料金の支払いは、ARまたはその代理人名義で登録された銀行口座に行うものとする。

19.4 ARは、代理人契約が終了した場合であっても、以下の場合にサービス料を受領する権利を有する：

19.4.1 ARが、代理人契約に規定されたAR業務に相当するサービスをクライアントに提供したこと。

19.4.2 当該AR業務が実施された時点で、代表契約が有効であったこと。

19.5 ARは、未成年者が居住する国または地域における法定雇用年齢に達するまで、未成年者のためにAR業務を行うことに従事した場合、サービス料金を受領することはできない。

19.6 ARは、以下のような取引から派生するサービス手数料を受領する権利はない：

19.6.1 クライアントが取引から生じる義務を履行しない場合、かつ；

19.6.2 ARは、不履行が発生した時点でそのクライアントの代理人を務めていた。

20. 競技者代表人の義務

20.1 ARは、本AR規則の他の条項に定める義務に加え、以下の義務を負うものとする：

20.1.1 常にクライアントの最善の利益のために行動する；

20.1.2 AR業務の履行にあたっては、十分な注意と熟練を払うものとする；

20.1.3 憲章、規則、規程を尊重し、遵守すること；

20.1.4 本AR規則において明示的に許可されている場合を除き、AR業務の提供中に利益相反が生じないようにすること；

20.1.5 クライアントが取引から派生する全ての合意（例えば、競技会への参加、競技用靴に関するの契約上の取り決め等を尊重すること）を尊重するよう最善の努力を払うこと；

20.1.6 陸上競技の競技会カレンダーに関する知識を持ち、クライアントのコーチ、クラブ、加盟国陸連とともに、クライアントの競技会スケジュールの計画、手配、交渉を支援すること；

20.1.7 クライアントが適用される全ての規則及び規定を遵守するよう、最善の努力を払います；

20.1.8 ミーティングディレクターが納税証明書を提供しない場合、適切な納税証明書がミーティングダイレクターによって提供されるよう支援するためにワールドアスレティックスに通知すること、

20.1.9 本AR規則に対する違反が発生している場合は、直ちにワールドアスレティックスに報告すること（該当する場合は、アスレティックス・インテグリティ・ユニットに報告することを含む）。

20.2 クライアントの開示に関して、ARは以下を行うものとする：

20.2.1 クライアントに関して受領した書面によるオファー（通信手段を問わない）を直ちに顧客に通知する。

20.2.2 クライアントの要求に応じて、代理人契約書またはその他のサービスに関連する契約書の写し、取引に由来する契約書の写し、および取引に関連してARに支払われたあらゆる種類の支払明細書をクライアントに提供すること。

20.3 ARは、以下の行為に関与してはならず、また関与しようと試みてはならない：

- 20.3.1 他のARと代理人契約を締結しているクライアントに対しては、その代理人契約の最後の2ヶ月間を除き、アプローチすること；
- 20.3.2 他のARとの間で締結された代理人契約に拘束されているクライアントとの間で、当該代理人契約の最後の2ヶ月間を除き、代理人契約を締結する；
- 20.3.3 本取引から派生する契約上の義務に違反するよう誘引する目的で、競技者に関して、本取引を視野に入れた当事者間の協議（メディアに対する発言を含む）にアプローチし、交渉に入り、何らかの措置を講じ、勧誘し、又は何らかの方法で協議を促進すること；
- 20.3.4 直接的、間接的を問わず、いかなる不当な個人的、金銭的、またはその他の利益提供を次の者に申し出る、または支払うこと：
 - a. AR業務に関連して、ワールドアスレティックス（アスレティックス・インテグリティ・ユニットを含む）、エリア陸連、加盟国連盟、該当する競技会、地域協会、またはクラブの役員またはスタッフ。
 - b. 代理人契約に関連するクライアントまたはクライアント候補（またはその家族、法定後見人、友人）；
- 20.3.5 クライアントから重要な事実を隠すこと：
 - a. 利益相反の申告を怠ること（かかる利益相反が本AR規則に従って許容される場合であっても）。
 - b. 書面によるオファー（通信手段を問わない）をクライアントに報告しなかった場合；
- 20.3.6 その他の方法で本AR規則に違反すること。

21. クライアントの権利と義務

21.1 クライアントは、以下を行うことができる：

- 21.1.1 ARにAR業務を依頼すること；
- 21.1.2 取引を円滑に進めるために自己代表を行うこと（すなわち、ARを関与させないことを決定する）；
- 21.1.3 加盟国連盟からAR業務と同等のサービスを受けること。
- 21.1.4 クライアントは、ARに対して、当該クライアントによって、及び／又は当該クライアントに関して行われたあらゆる種類の支払の詳細を記載した日程を要求すること。

21.2 クライアントは、次の各項を遵守ものとする：

- 21.2.1 ARとの間で合意されたサービス料を、適時に（例えば、直接又は取引から得た顧客の報酬からの控除を通じて）、代理人契約に従って支払うこと；

- 21.2.2 代理人契約を締結する前に、AR がワールドアスレティックスのライセンスを受けていることを確認すること；
 - 21.2.3 ARの支援により完了した取引から派生するすべての契約上の義務を尊重すること；
 - 21.2.4 ARに競技のスケジュール、および適切な場合には、関連する金銭的・商業的利害関係を十分に知らせること；
 - 21.2.5 負傷や例外的な事情により出場できない場合を除き、出場することに同意したすべての大会に出場し、競技に参加し、プロモーションを行う；
 - 21.2.6 自分のARではない第三者を雇用、従事、または許可して、自分に代わってAR業務を提供する権限を有するように行動させたり、見せかけたりしないこと；
 - 21.2.7 所属する加盟国陸連の許可がない限り、所属する加盟国陸連によって出場が決定された以下の競技会と競合する競技会に出場しないこと：WAS大会、エリア・エリア内地区選手権大会、国内選手権大会、および国内オリンピック委員会が派遣するオリンピック競技大会；
 - 21.2.8 ワールドアスレティックス、エリア陸連、または所属する加盟国陸連からなされた AR に関連する要請 に協力すること。
 - 21.2.9 本AR規則に違反した場合は、直ちにワールドアスレティックスに報告すること（該当する場合は、陸上競技インテグリティユニットに報告することを含む）。
- 21.3 クライアントは、次の各項の行為に関与すること、または関与しようとしてはならない：
- 21.3.1 AR業務を実施するために、無資格者を雇用または任命すること；
 - 21.3.2 ARから、個人的、金銭的、またはその他の不当な利益を受け取ったり、要求したりすること；
 - 21.3.3 AR（またはそのARに関係する者）に対して、直接または間接を問わず、合意したサービス料金以外の対価または約束を与える、申し出る、または申し出ようとする事；
 - 21.3.4 エージェンシーまたはARの業務においてAR利害関係を有する（AR規則16.4参照）。
 - 21.3.5 その他の方法で本AR規則に違反すること。

22. 報告

- 22.1 ワールドアスレティックスは、AR がその報告義務またはワールドアスレティックスからの追加事項の報告 の要請もしくは指示に従うための方法を規定するものとする。
- 22.2 ARは、すべての代表人契約を、その締結後30日以内にワールドアスレティックスに提

出するものとする。ARは、当該代表契約の修正又は終了が発生した場合、その発生から30日以内にワールドアスレティックスに提出するものとする。

22.3 ARは、利益相反が明らかになった日から30日以内に、ワールドアスレティックスに対して、利益相反が認められた場合（AR規則17.7参照）の詳細を提供するものとする。

22.4 ワールドアスレティックスの要請があった場合、またはワールドアスレティックスの指示に従い、AR はワールドアスレティックスに提供しなければならない：

22.4.1 その他のサービスに関するクライアントとの契約書；

22.4.2 取引から派生するあらゆる契約書；

22.4.3 サービス料金に関する請求書または支払証明書。

22.4.4 資格要件を満たす義務に影響を与える可能性のあるあらゆる情報（AR規則8参照）。

22.5 ワールドアスレティックスの要請があった場合、又はワールドアスレティックスの指示に従い、エージェンシーを通じて業務を行う場合、AR は、ワールドアスレティックスに提供しなければならない：

22.5.1 エージェンシーの企業構造および所有構造；

22.5.2 業務遂行のために同じエージェンシーを関与する AR の名前、およびその従業員、請負業者、コンサルタントの氏名。

22.5.3 当エージェンシーに関して以前に提供された情報に変更があった場合。

第5節 - 運営に関する事項

23. 情報公開

23.1 ワールドアスレティックスは次を公表する：

- 23.1.1 すべてのARの名前と連絡先；
- 23.1.2 すべてのARのクライアントとその代理人契約の有効期限；
- 23.1.3 許容される利益相反（AR規則17.7参照）；
- 23.1.4 本AR規則違反に対してARおよびクライアントに課される制裁。

23.2 国内 AR規則を導入する加盟国陸連は、ワールドアスレティックスに以下について報告しなければならない：

- 23.2.1 ライセンスを付与しているすべての国内競技者代理人の氏名と詳細；
- 23.2.2 各国内競技者代理人が代表する競技者氏名；
- 23.2.3 国内 AR規則に関連する違反に対して、加盟国陸連が国内競技者代理人又は競技者に課す制裁。

23.3 ワールドアスレティックスは、加盟国陸連から提供されたデータの一部または全部を公表することができる。

24. 紛争解決

24.1 パネルは紛争を決定する管轄権を有する：

- 24.1.1 代表契約および/または取引に起因または関連して生じるもの。
- 24.1.2 紛争の原因となった出来事から2年以上経過していない場合。この期限は、各事件において**職権**で検討されるものとする。

24.2 紛争解決の手続きは手続き規則に定められている。

24.3 このAR規則24に従って下された決定に対する不服申し立ては、紛争および懲戒手続規則に従って、専らワールドアスレティックス懲罰および上訴聴聞機関（World Athletics Disciplinary and Appeals Tribunal）に申し立てることができる。

25. 懲罰事項

25.1 以下の機関は、本AR規則に違反した当事者に対して懲戒処分を科す権限を有する：

- 25.1.1 懲罰オフィサー：軽微な懲罰対象の違反である場合。
- 25.1.2 パネル：その他すべてのAR規則違反。

25.2 懲罰オフィサーおよびパネルが実施する手続きは付属規則1に記載されている。

- 25.3 このAR規則25に従って下された決定に対する不服申し立ては、紛争および懲戒手続規則に従って、ワールドアスレティックス懲罰および上訴聴聞機関（World Athletics Disciplinary and Appeals Tribunal）に専属的に申し立てることができる。
- 25.4 このAR規則25は、インテグリティ行動規範の違反にも該当するような、このAR規則の重大な違反を調査するアスレティックス・インテグリティ・ユニットの管轄権を損なうものではない。

26. 暫定規定

- 26.1 本AR規則の承認日以前に締結され、本AR規則の承認日以降に失効する代表契約は、最低要件（AR規則17.5参照）を満たしていなくても、失効するまで有効とみなされる。代表契約を延長する自動ロールオーバー条項は、AR規則26.2に従って更新とみなされる。
- 26.2 本AR規則の承認日以降に締結される代理人契約または代理人契約の更新は、本AR規則の発効日以降の最低要件に従うものとする。
- 26.3 2024年9月1日時点で、ワールドアスレティックスのウェブサイトに掲載されている競技者代理人名簿に記載されている個人は、以下の条件に該当する場合、試験に合格する義務が免除される（AR規則9参照）：
- 26.3.1 2024年9月30日までに、ポータルでライセンス申請書を提出する（AR規則7参照）；
 - 26.3.2 申請時に資格要件を満たしていること（AR規則8参照）。パネルは、AR規則8.1に従って審査を行う。
 - 26.3.3 試験免除が確定した後、ライセンス料を支払い（AR規則10参照）、（該当する場合）職業賠償責任保険に加入していることを証明する書類を提出する（AR規則11参照）。
- 26.4 これらの条件を満たした個人にはライセンスが付与される。その後、継続的な研修要件が課される（AR規則13参照）。

27. 国内法免許制度の承認

- 27.1 国内法に従って設立されたスポーツ・エージェントのライセンス制度であって、その国又は地域において個人がAR業務と同等のサービスを提供することを許可する制度は、次の各項を満たせば、ワールドアスレティックスによって承認される場合がある：
- 27.1.1 すべての申請者および免許取得者の資格要件を規定していること。
 - 27.1.2 スポーツ規則またはその他の教育要件に関連する問題を含む試験に合格することを、申請者の要件としていること。
- 27.2 国内法に従って設立されたスポーツ・エージェントのライセンス制度をワールドアスレティックス競技会が承認するための申請は、当該制度が適用される国又は地域において陸上競技を統括する関連加盟国陸連からワールドアスレティックスに送付されなければならない。

- 27.2.1 ワールドアスレティックス競技選手権大会最高責任者またはその指名する者が申請を決定する責任を負う。
 - 27.2.2 ワールドアスレティックスは、その決定を加盟国陸連に通知する。このような決定は不服申立ての対象とはならない。
- 27.3 特定の国または地域においてAR業務と同等のサービスを実施するライセンスを取得した個人は、以下の条件に該当する場合、試験に合格する義務が免除される（AR規則9参照）：
- 27.3.1 カウンシルは、関連する国内法免許制度の承認申請を承認した；
 - 27.3.2 ポータルでライセンス申請書を提出する（AR規則7参照）；
 - 27.3.3 申請時に、該当する国または地域においてAR業務と同等のサービスを提供するライセンスを取得していることを証明する書類を提出すること；
 - 27.3.4 申請時に資格要件を満たしていること（AR規則8参照）。パネルは、AR規則8.1に従って審査を行う。
 - 27.3.5 試験免除が確定した後、年間ライセンス料を支払い（AR規則10参照）、（該当する場合）職業賠償責任保険に加入していることを証明する書類を提出する（AR規則11参照）。
- 27.4 これらの条件を満たした個人にはライセンスが付与される。その後、継続的な研修要件が課される（AR規則13参照）。

28. 規定されていない事項

- 28.1 本AR規則に定めのない事項については、最高経営責任者（またはその指名者）が決定するものとする。
- 28.2 本AR規約に影響する不可抗力の場合は、理事会が決定するものとし、その決定を最終的なものとする。

29. 有効期限

- 29.1 本AR規則は、2023年8月14日にカウンシルにより承認され、以下の通り発効する：
 - 29.1.1 2023年9月1日AR規則1条から4条、6条から12条、23条から29条。
 - 29.1.2 2024年1月1日：ARとしての行為、ARおよびクライアントの義務、手続き規則に関する残りのAR規則5、13から22および付属規則1。

付属規則1

ワールドアスレティックス競技者代理人パネルに関する手続規則

第1節：組織、構成、機能

1. 目的

1.1 本手続規則が適用される：

1.1.1 パネルの組織、構成、機能

1.1.2 パネルの一般手続規則。

2. 管轄

2.1 パネルが管轄権を有する事項は、AR規則に規定されている。

2.2 パネルに案件を決定する管轄権の有無が不明な場合は、議長が決定する。

3. 適用法

3.1 パネルは、案件を裁決する際、憲章、規則ならびに規程、およびスポーツの特殊性を適用する。

3.2 パネルは、モナコの法律を補助的に適用するものとする。

4. 構成

4.1 パネルは審議会によって4年間任命される。

4.1.1 パネルのメンバーは、審査規則に従う。

4.1.2 憲章および審査規則に従い、審査委員会が適格と認めた者でなければならない。

4.2 パネルは以下のメンバーで構成される：

4.2.1 議長

4.2.2 副議長

4.2.3 審議会が必要とみなす数の一般議員とする。

4.3 パネルの構成員は、法的資格又は陸上競技及び／若しくはスポーツ・エージェンシーの関連する経験を有するものとする。また、現職のARや競技者であってはならない。

4.4 欠員が生じた場合、カウンスルは残りの任期を務める後任者を任命することができる。副議長は、議長が欠席の場合、その職務を代行する。副議長不在の場合は、一般議員の中から選出された一般議員がその職務を代行する。

5. 独立性と利益相反

- 5.1 パネルのメンバーは、憲章、規則、規程に拘束される。
- 5.2 パネルのメンバーは、その公平性に正当な疑いがある場合、案件を決定してはならず、利害の対立を生じさせる可能性のあるいかなる状況も開示しなければならない。
- 5.3 当事者は、案件を決定するために任命されたパネルのメンバーの公平性に正当な疑いがあると考えられる場合、そのメンバーに対して異議を申し立てる権利を有する。
 - 5.3.1 このような異議申し立てに対する決定は、議長が行うものとする。
 - 5.3.2 異議申し立ての対象が議長である場合、その決定は副議長が行う。

6. 守秘義務

- 6.1 パネルは、パネルが注目するすべての事柄と、パネルが決定するいかなる案件についても、厳格な守秘義務を守るものとする。

7. 免責事項

- 7.1 パネルに任命された者及び管理的な立場で行動するワールドアスレティックススタッフは、本手続規則に従って行われた決定又は手続に関する作為又は不作為について責任を問われることはない。

8. ワールドアスレティックススタッフの役割

- 8.1 ワールドアスレティックスのスタッフは、パネルの日常的な運営・管理支援を行う。
- 8.2 ワールドアスレティックスのスタッフは、本手続規則に定める決定を行う権限を有する。

第2節 一般手続規則

9. 適用対象

- 9.1 AR規則8は、申請者が資格要件を満たしているかどうかを決定する管轄権はパネルにあると定めている。
- 9.2 AR規則15は、パネルがライセンスの一時的な停止（定められた期間）または恒久的な終了の申請を決定する管轄権を有すると規定している。
- 9.3 AR規則24は、パネルが紛争を決定する管轄権を有すると規定している：
 - 9.3.1 代表契約および/または取引に起因または関連して生じるもの。
 - 9.3.2 紛争の原因となった出来事から2年以上経過していない場合。この期限は、各事件において職権で検討されるものとする。
- 9.4 AR規則25は、以下の場合を除き、AR規則に違反した当事者に懲罰的制裁を科す権限をパネルが有すると規定している：

- 9.4.1 違反が「軽微な規律違反」であるため、懲罰オフィサーには権限がある。
- 9.4.2 アスレックス・インテグリティ・ユニットが同問題の調査を開始した。

10. 手続き

- 10.1 一般的な規則として、いかなる案件においても、パネルが実施する手続は、効率的で、実行が容易であり、形式偏重であってはならない。
- 10.2 委員長（委員長に事故がある場合は副委員長）は、問題が生じた場合の関連手続を定めるものとする。これには、当事者との連絡方法、当事者が提出すべき提出物および証拠、適用される期限、パネル審議の形式および性質（パネリストの人数を含む）が含まれるが、これらに限定されるものではない。
- 10.3 当事者は、常に誠実に行動し、真実を述べ、パネル及び／又はワールドアスレティックスのスタッフによる情報提供の要請に協力しなければならない。
- 10.4 ワールドアスレティックスの管轄下にある自然人または法人で、当事者ではないが、パネルから事案への参加または貢献を要請された者にも同じ義務が適用される。
- 10.5 手続きは英語で行われるものとする。パネルに提供される情報はすべて英語で提供されるものとし、翻訳がある場合は原文のコピーを添付する。
- 10.6 パネルは、ポータルで作成された証拠またはポータル内で作成された証拠を含むがこれに限定されない、当事者が提出しなかった証拠を検討し、これに依拠することができる。
- 10.7 証明の基準は、パネルが納得できるものでなければならない。
- 10.8 ある事実を主張する当事者は、それを証明する責任を負う。
- 10.9 紛争が生じた場合（AR規則24参照）、ワールドアスレティックスが定める返金不可の申請料を請求書に添付しなければならない。
- 10.10 パネルに提訴されたすべての案件について、手続き上または法律上の費用は発生しないものとする。いかなる手続きに関しても、当事者はすべての費用を自己負担するものとする。

身辺調査・審査手続き（AR規則8）

- 10.11 パネルは、申請書を資格要件に照らして評価する。パネルに提出される情報には以下が含まれる：
 - 10.11.1 申請書に記載された開示事項
 - 10.11.2 申請書に記載された情報の検証を含め、独立した専門家に依頼した専門調査；
 - 10.11.3 パネルが入手できるその他の情報（手続規則10.6参照）；
 - 10.11.4 パネルが必要と判断した追加調査（手続規則10.3参照）。

10.12 審査終了後、パネルは以下を行うことができる。

10.12.1 申請者が適格であると判断する。

10.12.2 申請者が不適格であるとの予備決定を下す。

10.13 パネルが申請者を不適格とする予備決定を下した場合、パネルはその理由を申請者に通知するものとする（機密情報として扱う）。

10.13.1 申請者は、仮決定に対して提出物を提出し、証拠を提出する機会を与えられるものとする。

10.13.2 提出書類の受領後、パネルは申請者の資格の有無を最終決定する。

10.14 疑義を避けるため、パネルは、AR規則8.3に規定された事項が1つ以上存在しても、申請者が資格要件を満たしていると判断することができる。この判定を下すにあたり、パネルは、AR規則8.3に規定された状況が発生した手続き（公平な機関による公正な審理が行われたか、適用される規則や法律に従った手続きであったか、上訴が係属中であったかなど）も考慮することができる。

ライセンス停止手続き（AR規則15条）

10.15 パネルは申請を審査する。パネルは、以下の理由で申請を許可することも、申請を却下することもできる：

10.15.1 申請書が理由とともに立証されていない。

10.15.2 何らかの方法でAR規則の適用を弱体化または回避する意図をもって申請された場合。

10.15.3 申請を許可することはAR規則の目的に反する（AR規則3参照）。

10.15.4 その他の例外的な事情がある場合

懲罰手続き（AR規則25）

10.16 調査は、第三者または**職権**による**報告に基づき**、懲罰オフィサーが開始することができる。調査は、**重大**または**軽微な懲罰対象の違反**が発生したか否かを判断するために行われる。

10.17 調査開始後、懲罰オフィサーは、懲戒手続きが開始されたことを当事者に通知する。

10.18 調査が完了した場合、懲罰オフィサーは、以下を行うことができる：

10.18.1 軽微な規律違反があったと判断し、直接処分を下す。

10.18.2 重大な懲罰違反が発生したと申し立てられ、手続きを継続すると決定する。

10.18.3 懲罰対象の違反は発生していないと判断し、調査を終了する。この場合、将来新たな事実または証拠が発見された場合において、懲罰オフィサーは、事件を再開することができる。

10.19 懲罰オフィサーは、重大な規律違反が生じたと判断した場合、被告人に対し、不正行為の告発及び依拠する証拠を送付し、反論の機会を提供するものとする。

10.20 パネルは、懲戒オフィサーからファイルを受け取った後、問題を評価する。パネルは以下の制裁を下す権限を有する：

- 10.20.1 警告；
- 10.20.2 罰金またはその他の金銭的措置；
- 10.20.3 賞金または賞品の返還；
- 10.20.4 タイトルの没収；
- 10.20.5 一定期間の資格停止処分；
- 10.20.6 陸上競技関連の活動への参加停止；
- 10.20.7 社会奉仕活動
- 10.20.8 ARライセンスの停止または撤回。

10.21 AR規則に別段の定めがない限り、違反行為は故意、無謀、過失にかかわらず処罰の対象となる。未遂に相当する行為も処罰の対象となる。また、違反行為に加担した者、または違反行為をそそのかした者も、教唆者であれ共犯者であれ、罰せられることがある。

紛争解決手続き (AR規則24)

10.22 当事者は、相手側当事者に対し提訴状を提出することができ、以下の内容を含めるものとする：

- 10.22.1 当事者への通知用の名前と電子メールアドレス；
- 10.22.2 (該当する場合) 委任された代理人の氏名と通知用Eメールアドレス、および委任状のコピー；
- 10.22.3 被申立人の身元および通知先住所；
- 10.22.4 完全な書面弁論、依拠した証拠、救済要求を記載した請求声明；
- 10.22.5 請求者名義の銀行口座の詳細；
- 10.22.6 日付と有効な署名；

10.23 ワールドアスレティックスのスタッフは、これらの要件が満たされているかどうかを評価します。提訴状に不備がある場合、ワールドアスレティックスのスタッフは提訴した者にその旨を伝え、加筆修正を依頼する。指定された期限内に提訴状が修正されない場合、その提訴は撤回されたものとみなされ、再提出が必要となる。

10.24 ワールドアスレティックスのスタッフは、提訴の記載内容が完全なものであるかどうか

かを確認した後、次の各項に該当しないかを確認する：

- 10.24.1 パネルには明らかに管轄権がない。
- 10.24.2 提訴は明らかに時効である。
- 10.25 この確認の後、ワールドアスレティックスのスタッフは、迅速な決定を行うために、事案を議長に付託することができる。議長が、申立が予備的な手続き事項によって影響されないと判断した場合、議長は、ワールドアスレティックススタッフに対し、手続きを継続するよう命じるものとする。
- 10.26 提訴状が完全であると判断した後、一応の複雑な事実または法的問題のない紛争においては、ワールドアスレティックスのスタッフは、最終的な和解を提案することができる。この提案は、パネルの今後の決定を損なうものではない。この提案は、将来的なパネルの決定を損なうものではない。
- 10.27 当事者は、与えられた期限内に和解案を受諾または拒否しなければならない。回答しなかった当事者は、それを受諾したものとみなされる。和解案が受諾された場合、ワールドアスレティックスのスタッフから確認書が発行される。確認書は、最終決定とみなされるものとする。
- 10.28 請求が完全であると判断した後、（関連する場合）予備的な手続き事項または和解提案の終了後に手続きを続行する場合、ワールドアスレティックスのスタッフは、被申立人に対し、請求に対する回答書の提出を要請する。被申立人が申立に対する回答を提出しない場合、パネルがファイルに基づいて決定を下す。
- 10.29 パネルは、ワールドアスレティックススタッフからファイルを受け取った後、この問題を評価する。
- 10.30 決定がなされた場合、または和解案が受け入れられた場合、命じられた金額を支払わなかった場合の結果は、決定に含まれるものとする。財務上の決定に従わなかった場合の結果の決定は、パネル（決定の場合）またはワールドアスレティックス競技協議会スタッフ（和解案の場合）が行うものとする。

11. 通知

- 11.1 決定は当事者に直接通知される。
- 11.2 通知は、決定が当事者に通知された時点で完了したものとみなされる。権限を有する代理人への通知は、当事者への通知とみなされる。
- 11.3 決定は通告があり次第発効する。
- 11.4 決定における明らかな誤りや、決定後に発見された明らかな手続き上の誤りは、職権または申請により、パネルが修正することができる。決定が修正された場合、規制の期限は修正された決定の通知時点から開始される。

12. 出版

- 12.1 すべての決定は、通知後、ワールドアスレティックスのウェブサイト上で公表されるものとする。

12.2 適切な場合、ワールドアスレティックスのスタッフは理由書を修正することができる。

13. 代表

13.1 当事者は、いかなる手続においても、自らを代理する権限を有する代理人を指名することができる。当事者は、特定の手続において代理人となることを書面で承認しなければならない（委任状など）。

13.2 当事者は、その権限を有する代理人の行為に責任を負う。権限を有する代理人は、いかなる手続きにおいても真実を述べ、誠実に行動する義務を負う。

13.3 パネル又はワールドアスレティックススタッフは、手続のいかなる段階においても、他の自然人又は法人の当事者又は利害関係人としての手続への参加を要請することができる。

第6節：最終規定

14. 移行規定

14.1 この版の手続規則が施行される前に開始された手続は、この版の手続規則に従うものとする。

14.2 ワールドアスレティックスのスタッフは、この版の発効前に開始された手続に対する本手続規則の適用に関するすべての決定を行うものとする。原則として、当事者は、手続が確定する前に手続規則の改正によって不利益を被るべきでない。

15. 規定されていない事項

15.1 本手続規則に定めのない事項で、手続上生じたものは、議長が決定する。

15.2 本手続規則に規定されていない事項であって、通常の手続外で発生したものについては、ワールドアスレティックスの最高責任者（またはその指名する者）が決定するものとする。

15.3 本手続規則に影響を及ぼす不可抗力の事案は、カウンシルが決定するものとし、その決定を最終的なものとする。
